

答申個第12号

平成25年8月14日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 市川 正人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年12月28日付け南福護第201号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護台帳の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第16号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成23年10月11日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「保健福祉局生活福祉部地域福祉課が平成22年6月29日付けで京都市南福祉事務所保護課に対して行った指示について、京都市南福祉事務所保護課が保健福祉局生活福祉部地域福祉課に対して提出した文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、平成23年10月26日付け不存在による非開示決定（以下「当初処分」という。）を行ったが、これに対して、異議申立人が平成23年12月21日付けで異議申立てを行ったため、当審査会に諮問を行い、当審査会の平成24年9月13日付け答申個第6号を受け、当初処分を取り消したうえで、改めて「保護台帳（京都市生活保護法施行細則第3条第1項第2号）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成24年10月5日付けで、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成24年12月4日付で、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 生活保護事務について

生活保護事務は、生活保護法（以下「法」という。）に基づき、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」（法第1条）として実施される。

保護は、「利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため

めに活用することを要件として行われ」（法第4条第1項），また，「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし，そのうち，その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（法第8条）とされている。

したがって，生活保護事務の実施においては，要保護者の需要及びその資産・収入を正確に把握することが必要である。このため，要保護者の自主的な申告に加え，「資産及び収入の状況につき，官公署に調査を囑託し，又は銀行，信託会社，…雇主その他の関係人」といった要保護者以外の第三者に対して調査を行う（法第29条）ことが欠かせない。

また，「自立の助長」（その人らしく自己決定し，社会に適応することの支援）という法の目的を達成するためには，医療機関をはじめとした関係機関から，要保護者の身体状況等に係る情報を得ることが欠かせない。これらの情報は，（働いて収入を得る）能力や身体的・社会的な自立の可能性を客観的に評価し，「被保護者に対して，生活の維持，向上，その他保護の目的達成に必要な指導又は指示」（法第27条第1項）を適切に行うにあたっての基礎資料となるものである。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は，京都市生活保護法施行細則第3条第1項第2号に規定する保護台帳である。様式変更に伴い，書換えを行った場合は，書換え以前のものを含めて，保護台帳として保管，管理している。具体的には，本件公文書は5枚の文書で構成されているが，書き換え前の台帳表紙を一番後ろに付け，書換えを行った文書が表紙を含む1枚目から2枚目であり，以下3枚目から4枚目まで，異議申立人が保護を受給して以後の記録を残している。

イ 本件公文書については，異議申立人が申立て理由として「保護台帳について，平成21年6月以後のケースワーカー2名によるものを主体としており，それ以前のケースワーカー3名によるものについて一部欠いている」と主張しているが，本件公文書の個人情報開示決定において，上記アに基づき，異議申立人が一部欠いていると主張する書換え以前の保護台帳を含めて本件処分を決定し，平成24年10月24日に開示を行っており，瑕疵は存在しない。

(3) 以上のとおり，本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

実施機関は，保護台帳について，平成21年6月以後のケースワーカー2名によるものを主体としており，それ以前のケースワーカー3名によるものについて一部欠いて開示している。

したがって，実施機関が異議申立人に対して行った決定について手続上の瑕疵が存在するので取消しを免れない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、異議申立人に係る京都市生活保護法施行細則第3条第1項第2号に規定する保護台帳である。

1枚目表面には申請受理日、保護開始日、ケース番号、担当民生委員、平成21年6月1日以後の担当ケースワーカーの氏名等が記載され、同裏面には「本籍地・住所地の状況」、「世帯の状況」及び「保護費等の例外的取扱い状況」の欄がある。2枚目表面は「住居の状況」欄、同裏面は「他法他施策の状況」欄、3枚目表面は「資産等の状況」、「負債等の状況」、「他法他施策の状況」及び「各種資格の取得状況」欄、同裏面は「扶養義務者等の状況」欄である。4枚目は「処遇方針等の状況」欄である。5枚目表面は1枚目表面と同じ様式であり、平成21年6月1日より前の4名の担当ケースワーカーの氏名等が記載されており、同裏面は「本籍地及び住所地」欄、「世帯状況」欄及び「住居の状況」欄である。

(2) 本件処分について

異議申立人は、本件公文書が平成21年6月1日以前の3名のケースワーカーによるものについて一部欠いていると主張しているため、この点について、検討する。

ア 当審査会が実施機関に、本件公文書について更に詳しい説明を求めたところ次のとおりであった。

保護台帳は、「保護費等の例外的状況の取扱い」欄を設ける様式の変更があったため順次表紙を作り換えている。本件公文書については、異議申立人が平成21年6月1日に引っ越しをしたことにより書換えを行ったものである。書換えにより、新しく最初の2枚を作成し、3枚目及び4枚目は古いものをそのまま使用している。そして、書換え前の古い様式の1枚目を一番最後に付けている。

イ 当審査会は、本件公文書を検分した結果、1枚目裏面の住所及び2枚目表面の「住居の状況」欄の記載内容並びに5枚目裏面の住所及び「住居の状況」欄の記載内容から、異議申立人の引っ越しを機に書替えを行ったとの実施機関の説明には不審な点はないと判断する。また、2枚目裏面と3枚目表面の両方に「他法他施策の状況」欄があることから、3枚目は古いものをそのまま使用しているとの説明は合理的であり、4枚目の「処遇方針等の状況」欄には保護申請以後の処遇方針が時系列的に記録されていることから、4枚目が当初から使用されていることは明らかである。

以上から、実施機関の説明に特に不合理な点はなく、公文書に不足があり公文書の特定を誤っているものとは認められない。

(3) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年12月28日 諮問（諮問個第16号）

平成25年 1月28日 実施機関からの理由説明書の提出

3月13日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第11回会議）

7月10日 審議（平成25年度第3回会議）

8月14日 審議（平成25年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 市川 正人）